

セキュリティ対策強化の方向性について（論点メモ）

個人情報の保護に関する法律の改正案の閣議決定、クレジット取引セキュリティ対策協議会の発足（資料 6 参照）等を踏まえ、セキュリティ対策強化については、大要以下のような対応が考えられるのではないかと。

1. カード番号情報等の保護について

漏洩を生じさせた事業者のみならず、他の関係者にも影響を生じるというクレジットカード番号等の性質¹に鑑み、法令上は以下の措置を講じるとともに、その具体的・実効的な取組の方向性については、クレジット取引セキュリティ対策協議会における検討を促すこととしてはどうか。

1. 1. クレジットカード番号等が個人情報保護の対象となる場合

改正後の個人情報の保護に関する法律に基づき、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者、クレジットカード番号等を含む個人情報の安全管理措置等を講じることが求められることとなる。この場合、割賦販売法において、これら事業者における安全管理措置等を、重ねて求める必要はないという考え方もあり得る。しかしながら、①クレジットカード番号等の漏えいは、プライバシーの問題にとどまらず、直接の財産被害に直結しやすいこと、②情報漏えい時には漏えいさせた事業者だけでなく、漏えい対象となったカードのイシューア等による対応が必要となること等を踏まえれば、割賦販売法における措置も必要ではないか。具体的には、クレジットカード番号等の漏えい時の不正使用対策やクレジットカードに係る取引自体を業とする者に係る業の適正な運営の確保という観点から、以下の措置が必要ではないか。

1. 1. 1. イシューア及びアクワイアラーについて

現行の割賦販売法では、施行規則第 132 条第 1 項第 5 号（同条第 2 項において準用される場合を含む。）において、イシューア及びアクワイアラーに対し、加盟店等からクレジットカード番号等の漏えいが発生した場合にも、不正使用防止措置を講じることが求めている²。

他の事業者からの漏えいについても不正使用防止措置を求めるという点については、個人情報の保護に関する法律のみによる対応では十分ではないと考えられる。また、イシューア及びアクワイアラーの業の適正化という趣旨も個人情報の保護に関する法律には含まれていないといえない。以上を踏まえ、イシューア及びアクワイアラーに係る現行の規定を存続させる必要があるのではないかと。他方、

¹ 第 5 回小委員会 資料 5

² 実務上も、加盟店等からクレジットカード番号等が漏えいした場合、アクワイアラーにおいて漏えい元事業者での再発防止への対応状況を確認する、アクワイアラーを経由して連絡を受けたイシューアにおいて、漏えいしたカード番号に係る不正使用モニタリングの強化、番号の利用停止・再発行等を行うといった対応が執られることが一般的。

現行の規定にあるイシュー及びアクワイアラーから加盟店等への指導（第 35 条の 16 第 4 項）は、全てのクレジットカード番号等を保有する者が措置義務を負うことを踏まえ、必要に応じて見直すこととしてはどうか。

1. 1. 2. PSP について

PSP は、イシュー及びアクワイアラーと同様、クレジットカードに係る取引自体を業とする者であり、アクワイアラーや加盟店との取引関係に応じ、脚注 2 に示した不正使用防止措置を講じることもある。また、クレジットカードに係る取引を主な業とする者という観点からは、イシュー及びアクワイアラー同様、業の適正という趣旨にも配慮する必要があるのではないかと。

すると、PSP 自身は、個人情報の保護に関する法律により、安全管理措置等を求められることとなるが、不正使用防止措置や業の適正という観点から、イシュー及びアクワイアラーと同様の規定を措置する必要はないかと。

1. 2. クレジットカード番号等が個人情報保護の対象とならない場合

1. 2. 1. PSP 及び加盟店等への義務付けの要否について

加盟店等からの大規模なクレジットカード番号等の漏えい事案が発生している現状を踏まえ、PSP や加盟店等、クレジットカード番号等を保有する全ての者³について、イシュー・アクワイアラーと同様に、割賦販売法において「クレジットカード番号等の適切な管理等」の措置を求めているかどうか。

措置を求める場合、クレジットカードに係る取引を事業とする者という PSP の性質と、自らの販売・役務提供に用いられたクレジットカード番号等を保有している者という加盟店等の性質を踏まえ、義務付け・努力義務等、求める措置の程度を検討してはどうか。

1. 2. 2. PSP・加盟店等に措置した場合のイシュー・アクワイアラーに係る規定の整備について

1. 2. 1. の措置を講じた場合、現行の規定にあるイシュー・アクワイアラーから加盟店等への指導（第 35 条の 16 第 41 項）は、必要に応じて見直すこととしてはどうか。

2. カードの不正利用対策

不正利用のリスクは加盟店が取り扱う商品、取引規模及び販売形態等に応じ大き

³ 現行の割賦販売法では、イシュー又はアクワイアラーに委託先等への指導を義務づける規定において、加盟店並びにイシュー、アクワイアラー及び加盟店の委託先を「クレジットカード番号等保有業者」としている（第 35 条の 16 第 41 項）。クレジットカード番号等を保有する全ての者に措置を求める場合、この「クレジットカード番号等保有業者」の定義を改める必要がある。

く異なるという不正利用対策の性質⁴に鑑み、カードの偽造対策や非対面取引における本人確認については、法令上の義務づけ等の措置は講じず、クレジット取引セキュリティ対策協議会における具体的・実効的な取組の方向性についての検討を促すこととし、将来の制度見直しの検討において、取組状況に応じた措置の要否を改めて検討することとしてはどうか。

⁴ 第5回小委員会 資料 5